

務	00	01	10年
(令和16年3月末まで保存)			

交 企 第 1 3 6 号
令 和 5 年 6 月 3 0 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

自転車運転者講習の受講命令に係る処分基準の改定について

行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく自転車運転者講習の受講命令に係る処分基準については、「自転車運転者講習の受講命令に係る処分基準の制定について」（平成27年5月27日付け青警本交企第150号。以下「旧通達」という。）により示しているところであるが、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の一部が本年7月1日より施行されることに伴い、処分基準を別添のとおり改定したことから、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

担当：交通企画課安全教育係

処分基準

令和5年6月30日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第108条の3の5第2項
処 分 の 概 要：自転車運転者講習の受講命令
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 道路交通法第108条の3の5第2項（自転車運転者講習の受講命令）
処 分 基 準： 道路交通法第108条の3の5第2項に規定する自転車危険行為（以下単に「危険行為」という。）をした自転車運転者であって、当該危険行為をした日を起算日とする過去3年以内にその他の危険行為をしたものについて、次に掲げる場合を除き、3月以内に行われる自転車運転者講習の受講を命ずることとする。 <ul style="list-style-type: none">・ 交通事故により下半身不随となるなど、自転車の運転によって道路における交通の危険を生じさせるおそれが失われたと認められる場合・ 既に自転車運転者講習を受けた者である場合であって、自転車運転者講習を受講した後の危険行為が2回に満たないとき
問 い 合 わ せ 先：青森県警察本部交通部交通企画課（電話017-723-4211）
備 考：